

平成28年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年 7月28日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年7月28日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第48号議案

平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第49号議案、第50号議案及び第51号議案

平成29年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第52号議案

第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員の任命又は委嘱について

第53号議案から第56号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

(2) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく調査について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第12回定例会を開会します。

本日は、報道関係はNHK外2社、個人は合計8名から取材・傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回6月23日開催の第10回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第10回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回7月14日開催の第11回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第52号議案から第56号議案並びに報告事項（2）及び（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第48号議案 平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第49号議案、第50号議案及び第51号議案 平成29年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【教育長】 第48号議案、平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、第49号議案から第51号議案まで、平成29年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 第48号議案、第49号議案、第50号議案及び第51号議案資料を御覧ください。

まず、1、第48号議案については、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の学校名及び採択の方法を示しています。

裏面の2を御覧ください。第49号議案から第51号議案については、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省検定済教科書と文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択方針をまとめたものです。

義務教育諸学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律等の定めにより、第51号議案の一般図書以外の図書について、4年間同一の教科書を使用することとされています。今回、第48号議案と第49号議案の文部科学省検定済教科書

は、今年度は採択替えの年ではないので、前年度に採択した教科書と同一のものを一括採択していただくものになっています。

3 ページを御覧ください。前回の教育委員会で報告した、本年6月30日付け東京都教科用図書選定審議会の答申文の写しです。答申において、適切であると認められた別添資料「平成29年度使用教科書採択について」を基に作成した議案を御審議いただいた上、本答申に基づいて採択をお願いするものです。

別冊、第48号議案を御覧ください。平成29年度に使用する都立中学校及び中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書については、昨年度採択していただいていますので、平成28年度使用教科書と同一の教科書を採択することとなっています。平成29年度使用教科書については、3 ページ、4 ページに、10校の中学校及び中等教育学校が一覧で示されていますが、昨年度と同一です。

次に、平成29年度に使用する都立特別支援学校の小学部及び中学部教科書の採択について説明します。特別支援学校については、採択する教科書については、文部科学省検定済教科書と文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の3種類です。

7 ページを御覧ください。第49号議案、文部科学省検定済教科書について説明します。第48号議案で説明したように、中学校と同様、平成29年度都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、平成28年度と同一の教科書を採択することになります。

平成29年度使用教科書については、9 ページの一覧表を御覧ください。上段が小学部、下段が中学部の教科書の一覧で、昨年度採択した教科書と同一のものとなっています。

次に、13ページを御覧ください。第50号議案、文部科学省著作教科書の採択について説明します。義務教育諸学校用としては、特別支援学校用の教科書が発行されており、障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、障害の種別に応じて作成されています。視覚障害者用（点字版）は15ページから20ページまで、聴覚障害者用は21ページ、知的障害者用は22ページの表に示しています。この3種類は文部科学省が作成した平成29年度使用の特別支援学校用小・中学部教科書目録に登載され

ているもので、全ての教科書を採択（案）とするものです。

続いて、25ページを御覧ください。第51号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についてです。視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書、選定審議会において適切であると認められた平成29年度使用特別支援教育教科書調査・研究資料、6月9日開催の教育委員会において答申の御報告をさせていただいた絵本等の図書がございます。これらの図書は、27ページから56ページまで一覧表で全ての図書を掲載しています。

議案資料についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、各議案について、審議を進めさせていただきます。

ただいまの説明のとおり、一般図書以外の教科書は4年間同一の教科書を使用することになっていますので、平成29年度使用教科書については、平成28年度使用教科書と同一の教科書を採択することとなります。審議会から適切であると答申を得た別添資料「平成29年度使用教科書採択について」においても、「一般図書以外の教科書は、平成28年度使用教科書と同一の教科書を採択（案）とする」としています。

まず、第48号議案、平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択については、文部科学省検定済教科書に係る採択でございます。議案の3ページ、4ページに記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

次に、第49号議案から第51号議案、平成29年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について審議します。

まず、第49号議案、文部科学省検定済教科書について審議します。教科書は議案の9ページに記載のとおりですが、記載の教科書を一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

次に、第50号議案、文部科学省著作教科書について審議します。教科書は議案の15ページから22ページまでに記載のとおりですが、記載の教科書を一括で採択したいと

と思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

次に、第51号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）について審議します。教科書は議案の27ページから56ページまでに記載のとおりですが、記載の教科書を一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

以上、平成29年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書については、それぞれ原案のとおり採択いたします。

報 告

（1）東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

【教育長】 次に、報告事項（1）東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（1）及び別冊資料を御覧ください。

まず、別冊資料の114ページ、115ページを御覧ください。東京都教育委員会いじめ問題対策委員会審議経過（概要）と委員名簿に基づいて御説明します。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成26年6月に成立した東京都いじめ防止対策推進条例に基づいて、東京都教育委員会の附属機関として設置された委員会で、都教育委員会の諮問に応じて、都内公立学校のいじめ防止対策の推進について調査・審議し、答申することが所掌事項の一つになっています。

このため、第1回委員会を平成26年10月に開催し、11月2日開催の第6回委員会で中間答申をまとめ、教育委員会に報告をしたところです。最終的に11回の審議を行いました。委員会の委員については、115ページに掲載していますように、いずれもいじめ等、青少年の健全育成に造詣の深い方となっています。

この度、条例で定められた2年間の任期が7月末で終了するというところで、今般、

最終答申をいただいたところです。

次に、113ページの写しを御覧ください。東京都いじめ防止対策推進条例に基づいて、第1回委員会に都教育委員会から諮問した内容です。「記」書きの1に記載してあるとおり、諮問事項は、東京都教育委員会で策定した「東京都教育委員会いじめ総合対策」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策についてとなっています。

平成26年10月に作成した冊子、「東京都におけるいじめ防止等の対策」の中に「総合対策」が載っておりまして、この内容について、推進状況の検証、評価を行うことになっています。「いじめ総合対策」につきましては、都内の全ての公立学校で実施するいじめ防止のための取組を、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態の対処の四つの段階ごとに具体的な取組を示したもので、これまで2年間にわたり、全ての学校に取組の徹底を図るとともに、進捗状況を検証してきたところです。今回、最終答申は、この「総合対策」の改定に向けて、取組の方向性を示した内容となっています。本来ならば、いじめ問題対策委員会の委員長から報告するところですが、本日は事務局が代わって報告させていただきます。

それでは、A3判の報告資料(1)を御覧ください。答申の概要について示されています。

最上段に諮問事項と諮問理由を示しています。

次の段は、最終答申の重点事項を、主に現行のいじめ総合対策の改善の視点として7点記載しています。

1点目は、本答申全体を貫く基本的な考え方として、1の「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」を、これまでの4点から6点に再編成したところです。

下段の答申の概要の左側の第1章に、新たな六つのポイントを示しています。具体的には、「軽微ないじめも見逃さない」を追加したり、「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」を、以前は「保護者、地域、関係機関との連携」と一緒にしていたのですが、保護者と地域関係機関を分けて書くようにしました。また、「子供たち自身が、考え行動できるようにする」と表現の変更などしながら、4点を6点に再編成しています。6点となったことによって、教員一人一人の意識向上の視点から、

学校組織全体での取組の徹底、そして社会全体での取組へと、個人取組から地域の取組へと視点が広がるように構成をしています。

重点事項の2を御覧ください。六つのポイントに関連した形で、新たに「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしない。」、これは宮崎委員からも件数だけで判断すべきではないという御指摘もありましたので、そういう文言なども入れました。また、「いじめの行為の重大性や、行為を受けた被害の子供の心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応すること。」を明記しています。

3から7までにつきましては、具体的な取組の方向性として新たに追加された内容になっています。これらにつきましては、下段の右側、「第2章 4つの段階に応じた具体的な取組」に示してあります。未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、この四つの段階を通して、現行の総合対策を引き継ぐ形でまとめているところです。1の未然防止では、(1)から(5)までのことについて記述しています。また、2の早期発見では、(1)の「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知など、5点のことが盛り込まれています。(3)の早期対応でも、「学校いじめ対策委員会」を核として対応を徹底するという内容などが載っています。4番目が重大事態への対処。発生の判断をどうしていくのかや、いじめ防止対策法に基づく調査の実施と結果報告などを示しています。それぞれの2年間の取組の課題を踏まえて、より具体的な取組が示される内容となっています。

今後のスケジュールについてです。本日、最終答申を御報告させていただいた後、改めて、本答申を踏まえて、10月頃の定例教育委員会に、「いじめ総合対策【第2次】骨子案」を出させていただきたいと思っています。その後、11月から12月にかけてパブリックコメントを募集し、広く都民からの意見も聴取したいと思います。それも踏まえて、最終的に平成29年2月頃に、定例教育委員会で「いじめ総合対策【第2次】」を策定できればと思っています。そして、4月からは、都内全公立学校において取組を開始できるようにしてまいりたいと考えています。

次に、別冊資料を御覧ください。特徴的なところに触れながら説明をさせていただきます。6ページ、7ページに全体像が記載されています。四つの段階に応じた具体的な取組の方向性を体系的に示しているものです。未然防止の(1)から(5)の中に、

更にア、イ、ウ、エ、オという形で詳細な内容を掲載しています。7ページは早期発見ということで、やはり5項目、あわせて更に詳細な内容を掲載しています。

8ページ、9ページを御覧ください。早期対応及び重大事態への対処ということで取組を示しています。

表紙の裏面を御覧ください。これらの内容について、取組の方向性の位置付けをきちんとした方がいいのではないかと御提案がありまして、このようなまとめ方をしています。本文にあります取組の方向性についてですが、いずれも非常に大切な取組なので、学校が一つ一つの取組を十分理解して、確実に実施していただくことが大事ではないかと思えます。

そのため、取組の方向性については、その位置付けを八つに分類して中段の表に示しています。①では、法による義務規定があるので、全ての学校で必ず実施するよう義務付けられている取組であることが分かるように、「法による義務規定」という形で各項目に全てこの番号を振るようにしています。このように「法による義務規定」、「法による充実・推進規定」等々の八つに分けて、位置付けが分かるように記載した工夫をしているところです。

具体的にどうなっているか、10ページを御覧ください。未然防止についての取組の方向性を示しています。最初に、(1)子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出という視点について、調査の結果等から見られる成果と課題をまとめておりまして、これを踏まえて、11ページ以降に具体的な取組の方向性を示しています。例えば、11ページのイ、豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導については①の法による義務規定がありますので、具体的に「いじめ防止対策推進法」の条文などを載せながら、分かりやすく見える形にしています。

12ページを御覧ください。ウとして、自己肯定感や自尊感情を高める指導についてです。これは教育委員からも御指摘がありましたが、子供自身から問題を解決していくような姿勢も大事ではないかということで、居場所づくりや絆づくりなどを学校で工夫改善してくださいと示しています。また、エのよりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導以下、このように取組の方向性を記載しています。

次に、13ページですが、教職員の意識向上と組織的対応の徹底の視点から、具体的

な取組を14ページから示しています。ウとして、「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催を示しています。この中では、これもやはり法による義務規定がありますので、全ての学校に設置してあります「学校いじめ対策委員会」の機能強化の視点から、一人一人の教職員が、子供の気になる様子や、子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順・方法でこの委員会に報告するかを図式化して示すなど、全教職員がその役割を理解できるようにすることなどを示しています。

次に、18ページを御覧ください。（3）いじめを許さない指導の充実の視点で、取組を19ページから載せています。アとして、いじめが許されないことを啓発する学校環境づくりや、イの「いじめに関する授業」の実施などを示しています。

21ページを御覧ください。（4）子供が主体的に行動しようとする意識や態度の視点から、次ページに具体的な取組の方向性を示しています。例えばイの子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組を各学校で工夫改善してくださいとか、次ページのエ、児童会・生徒会活動による取組等を示しています。

次ページを御覧ください。本年度から取組を行っているものです。教育委員会でも御議論いただきました「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」作りをしていきたいと思いますという内容、これは全校で実施しようということで取組を行っているところです。

カは、「東京版STOP!いじめ(仮称)」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発を示しています。この取組は本年度から実施する事業で、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、あるいは、いじめを行ってしまったときなど、子供自身がどのように対処すればいいのかを、アニメーションや映像などを通して、疑似体験する中で考えることができるよう、新たにホームページやスマートフォン用のアプリケーションを開発するものです。あわせて、東京都教育相談センターが24時間受け付けている「東京都いじめ相談ホットライン」を紹介するカードがあります。96ページに写真を載せていますが、こういうものを児童・生徒に配っています。「東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号が表示されており、その場ですぐ電話することができるように工夫しております。

次に、27ページからは早期発見に関する取組を掲載しています。

30ページを御覧ください。重大性の段階に応じた、いじめの類型の例を体系化して示しているところです。これまでいじめについては、一面的に被害の子供と加害の子供に分けて捉えてしまいがちで、そのことにより学校の問題の解決を遅らせたり、重篤化させてしまうことがありましたので、指導の課題として報告される例が多かったです。法律上の「いじめ」の定義では、行為を受けた子供が心身の苦痛を感じたら全て「いじめ」であるとされているので、加害の行為の重大性や継続性にかかわらず、適切に対処することが求められているところです。そこで、表の最上位に示されたような、1の好意で行った行動。「発言の苦手な子供に『〇〇さんも意見を言いなよ』と強く促した。」というような、親切のつもりが相手にとっては苦痛になってしまうことがあるなど、軽微ないじめに対して丁寧な指導が必要であるだろうということを段階別に示しています。そして、最下位に記載されているように、⑤の「お金を持ってこないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。」という犯罪行為まで、重大性の程度に応じて、確実な指導を行うことの大切さを示した表を作っています。

31ページを御覧ください。昭和61年度から平成25年度までの「いじめ」の定義についての変遷を示しています。定義の変更の背景には、全国での児童・生徒がいじめを苦に自殺をした事案がございまして、いじめの初期段階で学校が確実に対応し、重篤化を防止する趣旨から、「いじめ」の定義が広くなってきたという経過が分かるようになっていきます。

35ページを御覧ください。イで、一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築を示しています。学校ごとに報告、連絡の具体的な手順や方法を定めて、チャート図等にして掲示するなどの方策が例示されています。

37ページを御覧ください。イで、定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存について示していますが、年間3回以上行うことなどを具体的に明記しています。38ページには、アンケートの有効活用の視点と具体的な例を示しています。実施の意義と限界の理解など、アンケートの有効性の視点を載せています。

39ページでは、本年度も行っているスクールカウンセラーによる全員面接ということで、小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生対象に実施するようという内容を示しています。

続いて、45ページからは早期対応の取組です。50ページを御覧ください。特徴的なところを説明したいと思います。50ページには、いじめの程度に応じた対応の例として示しています。縦軸に被害の子供が感じる心身の苦痛の程度を、横軸に加害の子供の行為の重大性の程度とし、マトリックスの中で子供への対応例を示して、個々の事例ごとに丁寧な対応が必要であることが分かるようにしています。

55ページを御覧ください。クとして、最近多くなっているインターネットを通じて行われているいじめへの対応を挙げ、56ページに具体的な対応の視点と具体例を示しています。インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解ということで、具体例、その際の留意点はということかなどをまとめています。

59ページを御覧ください。重大事態への対処の取組です。下段の囲みのところ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を載せました。重大事態の中には、二にありますように、いじめをきっかけに年間30日以上欠席した場合、それから、一、二に共通することで、児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして対処する必要があることが定められており、重大事態についても、その状況に応じて適切な対応を行うことが必要だということを示しています。このため、この項目では、法律に基づいて適切に対応したり、事実関係を明らかにするための調査を行ったり、問題を解決させ、また、被害の子供への指導・支援と加害の子供への指導・支援両面から取組の方向性を具体的に示すようにしています。

72ページから75ページにかけて、本文に示した全ての取組を改めて冒頭で示した位置付けの8項目に分けて、これは法としてきちんとやらなければならないことは何か等が分かるように分類をしてあるものです。

今後、本答申を踏まえて、指導部と東京都教職員研修センターとが連携して、全ての学校、全ての教職員が取組の趣旨を理解し、内容を確実に実践できるように、教職員の研修プログラムを作成するとともに、児童・生徒を対象として授業のプログラムを含めて、10月に「いじめ総合対策【第2次】骨子案」としてお示ししていければと考えているところです。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

【遠藤委員】 非常にきめ細かく、これを消化してもらわなくては困るのですが、昨年11月に策定した「SNS東京ルール」について、この周知徹底について、学校がある間は先生もいろいろと指導できると思うのですけれども、今回、夏休みを迎えるに当たって、「SNS東京ルール」について改めて言及するとか、具体的に指導するということがあったのかどうか。

また、世の中は日進月歩というか、いろいろ進んでいて、今一番問題になっているのは「Pokemon GO」の問題で、これは夏休みに入ってからオープンになったということですね。現実には街中を歩いていると、小・中学生、あるいは高校生がスマホを見て歩きながらやっている。夏休みに入っているので指導は難しいと思いますが、新聞等の情報を見ると、教育委員会によっては「Pokemon GO」について指導するとか、そういう報道を目にすることもありますが、夏休みに入って「SNS東京ルール」を改めて教職員に指導したのか。あるいは、夏休みに入ってから、社会問題化している「Pokemon GO」について、都教育委員会として、東京ルールも踏まえて、何か行動する予定があるのかどうかお尋ねします。

【指導部長】 「SNS東京ルール」については、各区市町村教育委員会の課長会、小学校校長会、中学校校長会の幹事会などでも話をさせていただいています。各市がいろいろな形で取組をさせていただいているところです。

「Pokemon GO」については、夏休みに入っていたのですが、警視庁、文部科学省の方からも通知等が出ていたので、それに基づきながら、東京都として各区市町村教育委員会、都立学校に周知をしたところです。

なお、昨日開催した情報関係の会、小・中・高・特別支援学校の校長の代表、小・中・高・特別支援学校のPTAの保護者、事業者も入っている会の中で、周知をしていかなければいけないという話をしているところです。特に高等学校のPTA連合会は、五つの注意事項を高等学校連合会のホームページに掲載して、保護者も一緒になって対応していくことなどの話をしているところです。

【教育監】 「SNS東京ルール」については、委員の皆様方に御審議いただいて、これまでかなり強力に取り組んできましたが、夏休みに入る前に、「SNS東京ルー

ル」に基づいた「SNSノート」を小・中・高・特別支援学校全校の児童・生徒に配ったところでは、委員の皆様方にも郵送させていただきましたが、それを基に、夏休みに入る直前にいろいろな授業を行ったり、情報リテラシー、情報モラルを高めるような取組をしっかりと各学校において取り組んでいただくよう指導しているところです。

【宮崎委員】 「Pokemon GO」に関しては、子供より大人の方が危ないです。特に若手の教員が思いがけない事件・事故を起こさないように、子供だけではなく、教員にも是非周知していただければと思います。先日、国際学会があったのですが、かなりエグゼグティブな大人が夢中になったりしておりますので、その辺は心に留めておいてください。

それから、大変緻密に調査等をしていただいて、ありがとうございます。その結果が、例えば13ページに教職員の認識の問題のグラフが出ていますが、これは大変正直な調査だと言えらると思うのですが、認識ができていない人が小・中学校で10パーセントくらいいます。同じような調査で、児童・生徒への指導に関して、中学校で6パーセントとか、自己点検ができていない人がいるのです。これが出てきた以上は、できていない人に対して、早急に対策をとる必要があるのではないかと思います。調査が出てホッとししないで、そこから出てきたことに対して、どう対応していくかということ伺いたいと思います。

もう1点は、39ページですが、スクールカウンセラーによる全員面接、これは小5、中1、高1ということで、私、発達段階からいくと14歳が非常に難しいので、中学1年生より2年生のほうが効果的ではないかということをも前の教育委員会で質問して、検討するということだったので、結果として、結局は中学1年生のままということになったのでしょうか。

【指導部長】 今、御指摘いただいた部分は非常に重いところだと思います。できていないという教員がいることについて、教職員研修センターと、これを基に教員の研修プログラムを作って対策をしてまいりたいと思っています。現状でも、いじめ等の検証は行っていますが、今の御指摘を踏まえながら、データを作っていればと考えています。

それから、調査については、中学1年生より2年生ではないかとありましたが、委

員会の中では1年生ということになりました。担当課長から具体的に補足します。

【主任指導主事（生徒指導担当）】　　まず、1点目のできていない教員への指導ですが、この調査は昨年9月早々に実施した調査です。その結果を踏まえて、各校長は、できていない教員に必ず指導を徹底するよという通知をしまして、改めて12月に各学校で校内研修の形で行い、再度同じ調査をいたしました。結果は、向上しています。そこでまだ駄目だった者については、再度徹底という繰り返しの指導は行っています。今後とも機会あるごとにこういう形で徹底させていきたいと思っています。

2点目のスクールカウンセラーの全員面接ですが、御指摘いただいたことは十分検討した結果、中学2年生の段階で既にスクールカウンセラーを身近に感じられるようにするためには、入学早々、まず全員面接を行って、そこで関係づくりをした上で、2年生になった段階では、いつでも相談できるという形をとるということを委員会でも検討したので、そのような趣旨であると御理解を賜ればと思っています。

【木村委員】　　本答申は、細かい点まで目が行き届いていて、全体的には非常に良くできていると思いますが、私が従来主張している立場からすると少し物足りない感じがあります。指導部長から御説明がありましたが、目線が全て指導する立場になっていて、子供が自らどうするかということに対する提案があまりないように思います。日本の社会はいまだそういう方向には向いていないと思いますが、イギリス、オーストラリア等では子供の目線に基いた提案が行われ、それが実施されています。殊にオーストラリアは、いじめについてはかなり心を痛めていまして、民主主義教育と関連付けて指導を行っています。どの学校へ行っても、あなたは民主主義社会の一員ですよ、あなたが見すごすと、それが大変大きな不幸につながる可能性があります、主体的にいろいろな活動に従事しましょうというバナーが各学校に置いてあり、強い印象を受けました。本答申は立派にできているので良いと思いますが、実際に施策に移すときに、テスト的でもいいと思いますが、子供たちに何か自主的に組織を作るように仕向けるようなことを試行してみたらどうでしょうか。提案です。

【指導部長】　　木村委員から御指摘されていた点については、若干まだ薄いかなど思われたかもしれません。22ページに、先ほど御説明させていただきましたが、今、委員が言われるように、子供たち自身がアクションしていかなければいけないという

ところで、まずお互いを認め合う態度を育む取組を各学校で工夫して行うとか、子供同士の話し合いで合意形成、ルール作りなどをきちんとできるような学校の環境を作っていくこと。そして、その中で推進役やリーダーなども育て、それが児童会・生徒会活動、そして地域のいじめサミットとか、そういうものを続けながら、社会の構成員だということを勉強させるような取組を記載しております。委員の意見も取り入れながら、更に深めていければと思っています。

【指導企画課長】 補足ですが、12ページを御覧ください。欄外に、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を都立高校、都立中等教育学校で行っていきまして、いじめに関する取組などのこれからの対応策という中で、本答申を受けて、授業の中で提案をしてみたいと考えているところです。

【木村委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 木村委員の御意見に関連しますが、今回の調査からは是非そういう視点もと思うのですが、いじめた経験がありますか、いじめられた経験がありますかだけではなくて、見て見ぬふりをしたか、そういう状況に遭遇したときにどんな態度をとったかというの聞いていただくと良いのではないかと思います。

【指導部長】 見て見ぬふりをしたかというのは具体的に聞いていると思います。

【主任指導主事（生活指導担当）】 36ページを御覧ください。この調査はかなり組織的に行っている中で、本答申の中では抜粋の形になってはいますが、図表17、いじめを受けたときの相談の状況などが一つの例で、いじめられた経験があるのは60数パーセント。さらに、その中で、いじめを受けたとき誰かに相談したか。やはり半数近くが誰にも相談していないという状況が分かります。また、相談した子供は誰に相談したか。やはり担任は多くないということ。そして、いじめを見ていて何もなかったという周囲の子供に対して、なぜ何もなかったのかという理由を聞いたところ、関わりを持ちたくない、怖いというような声がありました。そのようなことを踏まえながら、いじめられている子供だけではなくて、周囲の子供がしっかりと伝えられる、そして伝えたことによって自分が不利にならないように守っていくという視点も大切にしたいとなっています。今後ともこのような調査を引き続き行っていきたいと考えています。

【大杉委員】 大変しっかりした答申をまとめられて素晴らしいと思いました。また、本答申を踏まえて対策を作られ、教職員、子供たちに対する周知徹底、研修などを行っていくということで、それは是非しっかり進めていただきたいと思いますが、各学校、教員の新しい工夫とか取組がどのようにされているのか、そういう情報、ケースなども紹介して、お互いに考えていけるような仕組み、場も併せてお考えいただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。そのような御意見も踏まえながら行ってきたいと思います。

【山口委員】 以前に比べると、いじめの件数が多いからといって悪いのではないということで、以前とはかなり変わってきて、それが教員たちの意識にも表れて、良くなってきているとは思うのですけれども、やはり学校は校長先生のリーダーシップというか、校長先生がどのようにいじめを捉えて学校経営をしていくかという観点が非常に必要だと思うのです。ですから、校長先生たちへの御指導も是非行っていただいて、これが絵にかいた餅にならないように、細かくなればなるほど実は盲点があって、全体的なところを見られるのは校長先生だと思います。私も何校か訪問して学校の雰囲気を非常に感じるもので、そういうところも是非よろしくお願いします。

【指導部長】 かしこまりました。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

8月25日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 8月の第2木曜日である8月11日が祝日のため、定例会開催日は8月12日金曜日となりますが、現在、案件がございません。つきましては、次回の

教育委員会定例会は、8月の第4木曜日の8月25日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、8月12日は案件がないとのことですので、この場で8月12日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

次回は、8月第4木曜日の8月25日になります。お間違えのないよう、よろしくお願ひします。

日程その他につきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時04分)